資料２

公的基礎情報データベース整備改善計画案（法人ベース･レジストリ）について

２０２５年４月

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

前回の概要：

前回の会合では、２０２６年３月のリリースを控える法人ベース・レジストリを例に、公的基礎情報データベース整備改善計画の記載の方向性について、ご議論いただいたところ。

本日議論いただきたい課題：

前回の議論を踏まえ、公的基礎情報データベース整備改善計画の具体的な記載（案）について、法人ベース・レジストリの記載案を議論いただきたい。※

※不動産登記ベース・レジストリやアドレス・ベース・レジストリ等、他のパートについては、別途の議論を踏まえて、次回具体的な記載案を議論いただく予定。

前回の会合でいただいたご指摘と対応方針について

類型	意見概要	対応方針（案）
基本方針	・ベース・レジストリの整備にあたっての考え方、目指すべき姿や具体的な手続を盛り込むべき（板谷越構成員） ・利用者にとってはリードタイムの短縮も重要なので、効果として考慮すべき（板谷越構成員）	公的基礎情報データベース整備改善計画案（以下「計画案」という。）において、①目指すべき姿②利便性向上と行政運営の効率化の比較衡量③具体的に効率化される手続の例　を記載。 また、③については、行政において、行政手続棚卸調査において補足する他、法令に直接紐づかない手続については、産業界への協力を要請。 リードタイムについては、網羅的な調査はそれ自体にコストがかかることから、サンプル調査を実施。
利用範囲	・実質的には国や自治体の行政機関と同等の役割を担っている機関については、利用範囲に含めるべき（稲谷構成員） ・行政手続のデジタル原則に整合させるべき（小木曽構成員代理）	データベースを利用した登記事項の確認（公用請求代替）の利用範囲外となる「行政機関等」については、財政上の影響も踏まえ、システム運用経費等の費用負担の整理を踏まえて、利用範囲を整理。
システム整備	・ベース・レジストリに格納される情報が、一目で分かるようにすべき。（陰山構成員） ・データの流れを意識し、登記だけでなく、他のデータベースにも適用可能なアーキテクチャを意識して、設計すべき（扇構成員） ・ユーザーフィードバックを取り込む仕組みを検討すべき（扇構成員） ・ベース・レジストリの仕組みを前提に、次期登記情報システムの更改も検討すべき（扇構成員） ・既存システムの切替にあたっての方針も計画に盛り込むべき（板谷越構成員）	計画案において、 ①ベース・レジストリに格納する情報の内容 ②ベース・レジストリのシステムアーキテクチャ ③ユーザーフィードバックの取扱い ④登記情報システムの次期更改における検討 ⑤既存システムの切替に係る調整方針 を記載。
民間利用	・将来的には民間利用も可能とすべき。（落合構成員） ・民間手続でも、法令に基づき、確認事項が法定されているものもある。また、民間手続の効率化につながるものもある。そうしたもの含めて検討してはどうか。（小木曽構成員代理）	民間利用にあたってのニーズや課題について、次回会合で別途議論。

（参考）計画案における記載箇所

追記箇所	追記内容
第２	仮に、国民の利便性向上が達成されるとしても、整備に膨大なコストを要する場合、結果として、国民負担が増大することにも繋がりかねない。そのため、政策効果を定量的に明らかにし、費用対効果を考慮しながら取り組むこととする。
第３　１．（２）ア（ア）	利用する行政機関等における全ての手続において、登記事項証明書の添付省略を実現することを目指すとする。 なお、現在、既に登記情報連携システムと連携している各行政機関のシステムについては、法人ベース・レジストリ・システムへの切替が必要である。切替にあたっては、これを機に、システムアーキテクチャや連携方式を見直すことが有用ではあるものの、①見直しには一定の検討期間が必要であること②早期に切替を達成することで、政府全体でのシステム経費の効率化が実現できる可能性があること、から、まずは、令和11年までの切替を優先して検討することとする。
第３　１．（２） ア（オ）イ（オ） ウ（オ）エ（オ）	（今後記載内容を調整）
第３　１．（２）オ（ア）	なお、現在、既に登記情報連携システムと連携している各行政機関のシステムについては、法人ベース・レジストリ・システムへの切替が必要である。切替にあたっては、これを機に、システムアーキテクチャや連携方式を見直すことが有用ではあるものの、①見直しには一定の検討期間が必要であること②早期に切替を達成することで、政府全体でのシステム経費の効率化が実現できる可能性があること、から、まずは、令和11年までの切替を優先して検討することとする。
第３　１．（３）ア	デジタル庁が集約するデータを利用する行政機関からのデータ等に関する改善要望について、登記制度との整合性や費用負担にも留意しつつ、デジタル庁とともに検討する。加えて登記情報システムの次期更改に向けては、ベース・レジストリ・システムを前提に、効率的なデータ連携ができるよう、仕様等をデジタル庁とともに、検討する。
第３　１．（３）イ	データベースの利用を促進するとともに、データベースを利用する行政機関からのデータ等に関する改善要望を集約し、法務省とともに検討する。加えて登記情報システムの次期更改に向けては、ベース・レジストリ・システムを前提に、効率的なデータ連携ができるよう、仕様等をデジタル庁とともに、検討する。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○板谷越構成員

１点目が、本件の目指す指標は何でしょうかというお話です。具体的に言うと、国民の利便性と行政運営の効率化というお話が２点、目的に書かれていると思うのですけれども、どちらかしかかなわない、あるいはどちらかが毀損されるようなシーンにおいてはどういう優先順位でその施策を判断するかというお話です。内々で御回答いただいておりましたが、改めて御説明及び必要に応じて加筆いただけるといいのかなと思っています。これが１点目。
２点目が、同じく目指す指標に関連するのですが、今回、不動産などの３つのテーマがありますけれども、各領域それぞれの目指す状態は、誰がどういう状態になって何が達成できれば成功なのかを知りたいなと思いました。効率化や状態定義はあるものの、その先に何を目指すのかというお話を具体的に知れると、その目指すゴールに対していろいろな打ち手案があって、それがどういう状態であればいいのかというのが考えやすくなるから気にしておりましたといったところでございます。こちらも事前に内々でこうですという御回答をいただいておりましたが、改めて御解説いただけると幸いかなと思います。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○板谷越構成員

１点目は、資料で言うと６ページ目で、システム移行が受け手側で必要になると思うので、計画の中にシステム移行方針を定義したほうがいいなと思いました。システム移行するのに、正確には業務も移行対象に入ると思いますが、かかるコストや労力がどれぐらいかというのを読み手が想像できるようなポリシーが書いてあるといいかなと思いました。あらかじめそれは検討範囲に入っているということなので、書いてあげると受け手が安心するかなというお話が１点目です。２点目が、８ページ目以降に、効果算出に当たりかかる時間がビフォー・アンド・アフターでどう変化するかについて書かれていると思います。ここに必要に応じてリードタイムというのも計画に入れてもいいのかなと思いました。同じ５時間でも１日待つ、あるいは３日待つということがあると思います。もし今回の取組で時間の削減に加えてリードタイムが短くなるといったことがあるようであれば、すばらしいアピールポイントになりますので、結構見逃せないポイントかなと思いますので、もしそういったところに良き点があるのであれば、入れていただくとなお良いのではと思いました。３点目でございます。こちらは全般に関わるところなので、特定のページというよりは全般なのですけれども、例示すると４ページ目で、今回、ユースケースが挙げられていると思います。添付書類の省略など、いろいろ書かれていると思いますが、これらのユースケースの元になっている各省庁業務をもし洗い出せるのであれば、洗い出しておくといいなと思いました。この添付書類の省略を行うと、どの業務に影響して何が楽になるのかが読み手にぱっと分かると、我々も、あるいは読み手もなるほどそこに影響してそこが楽になるのねという前提で議論、協議が進められるとより良いかなと思いました。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○稲谷構成員

私は５ページの利用者の範囲につきまして少しコメントをさせていただければと思います。こちらなのですけれども、何点か考えるべきポイントがあるのかなと思っています。まず前提として、いわゆる民営化、英語だとPrivatizationを通じて公的機能をいろいろな法人が担っていくということはかなりこれまでも進んできていますし、今後、減ることはないだろうなと考えられるわけです。ただ、公的な機能を担っているそういった法人のやっているサービスというものは、国民から見ると基本的に国や地方公共団体がやっていることとの区別がつかない領域なのかなと思います。さらに、デジタル化が進んでくると、公的機能を政府と民間が協調して担う場面というのは今後、どんどん増えてくるというところはあると思いますので、どこまでよいという明確なクライテリアの問題は今後いろいろと考えていかなくてはいけないところがあると思うのですけれども、少なくとも実績なども踏まえながら、実質的に公的な機能を担っている法人については法人ベース･レジストリの利用者の範囲に含めていくということが、実質的に見ても、それから国民の利便性という観点から見ても非常に重要なのではないのかなと思ったということをコメントさせていただきます。その上で、こういう形でベース･レジストリを使用する人の範囲が増えてくるということになりますと、データセキュリティーの問題やデータガバナンスの問題というのは別途また考えていかなければいけないテーマとして出てくると思いますので、その辺りもちょっと見ながら、どういう形で範囲を引くかということは見なくてはいけないと思いますが、いずれにしても、申し上げましたようにデジタル社会において公的な機能をどういう形で担っていくかということも含めて、この点については議論ができればなと思ったところです。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○陰山構成員

まず、スケジュールを明記するという点につきましては賛成しております。政策効果の観点から、行政や国民の作業等が簡略化できる、また、効果も見込まれるということであり、ベース・レジストリ構想は非常に有益であると考えております。他方で、例えば司法書士が依頼者からの依頼を受ける際には、不動産や商業・法人の登記事項証明書等の確認を行うことが必要不可欠となってまいります。行政手続等において添付省略が可能となった場合におきましても、実務レベルで費用等が発生し得ることについては、国民の誤解を生じないような書きぶりにしておいたほうが好ましいのではないかと考えています。また、資料４の６ページに登記情報システムから情報交換システムへのデータの流し込みのイメージが記載されておりますけれども、登記情報システムが有している情報のうち、何が情報交換システムに取り込まれるのか等についても一見して明らかとなるような工夫があると、より分かりやすいように感じました。なお、情報交換システムへのアクセス等が高負荷となった場合に、不動産登記や商業登記関係の登記情報システムへの影響が発生しないかなどについても検討しておく必要があろうかと考えております。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○扇構成員

私も今のお話にありました６ページを中心にお話しさせていただきたいと思います。As-IsとTo-Beということでシステム整備後の姿があるのですけれども、これは左から右に向かって矢印が、言ってみれば上流から下流に向かって流れているという構図なのですが、このプロジェクトをやるに当たって、あるいは先ほどから伺っている限り、具体的なこういう形でデータベースの構築に踏み切るのは今回が恐らく初めてなのかなと考えてございますので、このプロジェクトの中のゴールにするか、あるいはこのプロジェクトはこのプロジェクトとして終わらせて、それの派生的な成果として出すかはともかくとして、今後も同種のプロジェクト、つまりはデジ庁さんがつくられるシステムが各省庁の持っているシステムとエンドユーザーの間に入って一種のデータハブ的に機能するような形は恐らく増えてくるのだろうなと。せっかくガバメントクラウドや何かも決められましたので、それの利用拡大みたいなことも含めて、この絵はシンプルに描いてありますけれども、すごく大事なのだろうなと私は思っています。プロジェクトを考えるときに、先ほどからお話が出ていますけれども、改めて、結局のところエンドユーザーに対して何をデジ庁さんは今回のPRとしてコミットするかということと、どんどんさかのぼる形で行って今回のシステムの役割は何か。なので、上流システム、この場で言うとたまたま法務省さんの仕組みなのですけれども、法務省さんの仕組みに対してこういった形でエンドユーザーにデータを提供したいので、我々はここまでやるから、あとは時間がかかるかもしれないけれどもこういう動きでやっていってほしいということをあらかじめお伝えできるような仕組みがあるといいなと。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○扇構成員

同じ資料の最後のほうに、この登記情報システムは2030年に向けて公開されるよというお話がうたってありましたので、すごく良いタイミングで登記情報システムと本システムが連携する。時期はぴったりそろいませんけれども、それも踏まえた上でスケジュールやプロジェクトをつくれますよねということはすごく大事なポイントだと思っていまして、今後、このプロジェクトの外にいる各省庁のシステムでも同じようなことが結構起きてくるのではないかと思います。そのときに、現時点でニーズがある・ないはあるかもあるかもしれないけれども、少なくとも将来こういう形になったときに、あらかじめそれを想定して、例えばAPIならAPIでこういう形でデータを置けるようにしておいてくださいというのを言えるような仕組みをつくってしまうということも必要なのではないかなと思って拝見していました。なので、プロダクトのゴールというのとプロジェクトのゴール、あるいはプロジェクトの外のゴールというか、副産的な将来を見越した絵のところも含めてどう描くのか、描かないなら描かないという結論でいいのですけれども、一旦そこは検討しておいてもいいのではないかと思った次第です。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○落合構成員

１点目は、稲谷さんからも御発言がありましたが、利用範囲をどう捉えていくかという５ページの問題です。先ほど準公的なというお話や、公的性格を有するというお話がございましたが、今回、今のタイミングでどこまでできるかはともかく、ベース･レジストリと称するからには民間でも利用できる範囲をしっかり整備していかないといけないと思っております。この点については前身の会合から議論させていただいており、その際に法制上の問題や、稲谷さんのおっしゃられた既存の法令との関係でのデータガバナンス等々があって難しい部分もありましたが、今後、改めて整備が必要ではないかと思っております。第２点につきましては、今ほど扇さんから御議論もあったような、どういう形でデータを整備していくかに関わってくる点であり、稲谷さんとも関わってくるとは思いますが、将来的に公的な性格だけがセキュアーな主体であると考えていると、やはりデータガバナンスや、どういう形でコントロールするべき場面があるのかが、もともとの設計の中に組み込めていないという場面が生じてくる可能性があると思います。もちろんそのデータガバナンスも、ベース･レジストリではありますので、多くは基本的に情報としては外からもアクセスできるようにしていくという方向ではありつつも、一定の留意するべき場面が出てくる可能性もなくはないと思います。そういったところも踏まえて、しっかり今後、議論できればと思っております。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○落合構成員

第３点としましては、これが最後ですが、先日、司法書士連合会でも実は講演をさせていただいたのですが、そういった場面も含めて、ベース・レジストリについて聞かれるときに、法人番号とか、不動産IDは何なのでしょうかと聞かれます。また、GビズIDは何なのでしょうかということで、ある種基本的な情報をマッピングしようとする、もしくはそれに対して対応をしていこうとする仕組みは、政府部内でも幾つかあるように思っております。そういった基本的なID等の関係性というのもぜひ分かりやすくなるように整備していったほうがいいと思います。それぞれの役割分担、もちろん１つのサービスだけで全ての機能を果たせるかというと難しい場合もあると思いますので、結果的に複数の機能が提供される場合もあると思います。また、民間の事業者も含めて利活用するような仕組みが提供されるような場合もあり得るでしょうが、いずれにしてもどういった範囲で業務を提供していくのか、また、そのほかの政策やサービスとの関係性もしっかり整理していただけるといいと思いました。よく聞かれるので、という視点です。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○小木曽構成員代理

ベース･レジストリの策定範囲のところで大きく分けて２つ言いたいと思います。行政手続の対象として十分足りているかどうかというところが一点目です。あともう一つは、行政手続以外の利用シーンもあるのではないかというところで、こういうことを考えられないかという御提案が２点目です。１点目です。今、行政が利用できる範囲というところで御説明があったのですけれども、別途デジタル庁がデジタル原則の徹底ということで行政手続に対応するコストを削減するために洗い出しをしてきてどんどんやってきたと思うのですけれども、今回、法人ベース･レジストリの図で対象となっている範囲と、デジタル原則で何％進捗していますというようにデジタル庁がよく出している数字があるのですけれども、それが対象としている範囲とで、きちんと整合性が取れているのか、過不足がないのかというところが知りたく思っています。要するに、過不足があってはいけないという意味で、それが１点目です。

（参考）第１回　ベース･レジストリ推進有識者会合での議論概要

○小木曽構成員代理

それから、２点目です。因数分解すると、行政手続以外にいろいろな手続があります。要するに、官と民の間の行政手続と、民と民の手続の２種類がございます。後段の手続きの中では、まず、法令に基づいていろいろな書類を確認したり、法人の確からしさを確認したりということが必要になる場合が一つあります。それから、法令には別に特に縛りはないのだけれども、民間取引として当然法人の情報を知りたくて、例えばこの人をいろいろなサービスのプラットフォームに載せていいかどうかに関する入口審査みたいなことをすることが多いと思うのですけれども、そういうところに法人の情報というのは非常に重要なものであり、そこで使えるかどうかということです。民民取引の中では、１つ目は、法令で決まっている場合についてはさっきのデジタル原則との関係でそういうところにも手当てできているかというチェックが必要です。２つ目は、法令に基づいているものではないけれども民間の取引として法人の情報が分かるとすごくメリットがあるという意味です。今まで述べたニーズを考えると、ベース・レジストリについてAPI開放をするとか考えられます。ベース・レジストリに何か問合せをすると、要するに全部の書類が欲しいという意味では必ずしもなくて、自分が知りたい情報を問い合わせると回答が返ってくるという仕組みをイメージしていますけれども、そのようなものへの発展可能性というのがあり得るのか、ないのかといったことについてお聞かせ願えればと思います。